

災害に関する町税等の減免について

平成30年北海道胆振東部地震により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

このたびの地震災害に対し、町の税金等につきましては、被害の割合に応じて、申請により猶予・減免等が受けられることがありますので、その要件についてお知らせします。

【納税の猶予】

財産に災害を受けた場合で、一時的に納税ができないと認められるときは、その申請により一定期間の納税が猶予されることがあります。開庁時間内であればいつでも納税相談は受け付けています。

【町税等の減免】

平成30年度分で、災害を受けた日以後に納期が到来するものは、申請により、その税額が軽減、または免除されることがあります。それぞれ、条件がありますので、申請があっても軽減、免除の対象とならない場合があります。

税目	概	要												
町民税	災害により居住する住宅が半壊以上の被害を受けた場合で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の方に対して、次表のとおり軽減または免除します。 ※町が交付するり災証明書が必要となります。	<table border="1"><thead><tr><th>合計所得金額</th><th>半壊・大規模半壊</th><th>全壊</th></tr></thead><tbody><tr><td>500万円以下</td><td>2分の1</td><td>全額</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>4分の1</td><td>2分の1</td></tr><tr><td>750万円超</td><td>8分の1</td><td>4分の1</td></tr></tbody></table>	合計所得金額	半壊・大規模半壊	全壊	500万円以下	2分の1	全額	750万円以下	4分の1	2分の1	750万円超	8分の1	4分の1
	合計所得金額	半壊・大規模半壊	全壊											
500万円以下	2分の1	全額												
750万円以下	4分の1	2分の1												
750万円超	8分の1	4分の1												
	災害により、事業収入が前年より10分の3以上の減収(損害保険金等で補填される金額を除く)があり、かつ、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の方(当該事業以外の所得が400万円を超える方を除く)に対し、当該事業所得に係る所得割額を次表のとおり軽減または免除します。	<table border="1"><thead><tr><th>合計所得金額</th><th>減免割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>300万円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>400万円以下</td><td>10分の8</td></tr><tr><td>550万円以下</td><td>10分の6</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>10分の4</td></tr><tr><td>750万円超</td><td>10分の2</td></tr></tbody></table> <p>※損失を確定させるため、平成30年中の所得が必要となりますので、年明けの申請となります。</p> <p>いずれの場合も道民税についても同じ割合で減免されます。</p> <p>また、複数の項目に該当する場合は、減免割合の多いものが適用されます。</p>	合計所得金額	減免割合	300万円以下	全額	400万円以下	10分の8	550万円以下	10分の6	750万円以下	10分の4	750万円超	10分の2
合計所得金額	減免割合													
300万円以下	全額													
400万円以下	10分の8													
550万円以下	10分の6													
750万円以下	10分の4													
750万円超	10分の2													
固定資産税	災害により固定資産に損害があった場合は、次表のとおり減額または免除します。 (1) 農地または宅地 ※冠水や、多少の土砂流入などは対象となりません。	<table border="1"><thead><tr><th>損害の程度(流失、水没、埋没、崩壊等)</th><th>減免割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>被害面積が10分の8以上</td><td>全部</td></tr><tr><td>被害面積が10分の6以上10分の8未満</td><td>10分の8</td></tr><tr><td>被害面積が10分の4以上10分の6未満</td><td>10分の6</td></tr><tr><td>被害面積が10分の2以上10分の4未満</td><td>10分の4</td></tr></tbody></table>	損害の程度(流失、水没、埋没、崩壊等)	減免割合	被害面積が10分の8以上	全部	被害面積が10分の6以上10分の8未満	10分の8	被害面積が10分の4以上10分の6未満	10分の6	被害面積が10分の2以上10分の4未満	10分の4		
損害の程度(流失、水没、埋没、崩壊等)	減免割合													
被害面積が10分の8以上	全部													
被害面積が10分の6以上10分の8未満	10分の8													
被害面積が10分の4以上10分の6未満	10分の6													
被害面積が10分の2以上10分の4未満	10分の4													

税目	概要	要										
固定資産税	(2) 家屋	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊と認定されたとき</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊と認定されたとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>半壊と認定されたとき</td> <td>10分の6</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	減免割合	全壊と認定されたとき	全額	大規模半壊と認定されたとき	10分の8	半壊と認定されたとき	10分の6		
		損害の程度	減免割合									
		全壊と認定されたとき	全額									
		大規模半壊と認定されたとき	10分の8									
		半壊と認定されたとき	10分の6									
	<p>※居住住宅については、町が交付するり災証明書が必要となります。 居住住宅以外(車庫、物置等)については、町で被害認定調査を行う場合があります。</p>											
	(3) 償却資産	<table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄または復旧不能のとき</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>修理費が評価額の10分の6以上</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>修理費が評価額の10分の4以上10分の6未満</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>修理費が評価額の10分の2以上10分の4未満</td> <td>10分の4</td> </tr> </tbody> </table>	損害の程度	減免割合	廃棄または復旧不能のとき	全額	修理費が評価額の10分の6以上	10分の8	修理費が評価額の10分の4以上10分の6未満	10分の6	修理費が評価額の10分の2以上10分の4未満	10分の4
		損害の程度	減免割合									
		廃棄または復旧不能のとき	全額									
		修理費が評価額の10分の6以上	10分の8									
修理費が評価額の10分の4以上10分の6未満		10分の6										
修理費が評価額の10分の2以上10分の4未満	10分の4											
<p>※修理費が確認できる書類(見積書・領収書等)が必要です。</p>												
国民健康保険税	減免条件、減免基準及び減免割合は町民税と同じです。ただし、世帯のうち国民健康保険加入者(擬制世帯主を含む)が被害を受けた場合のみ対象となり、損害額や所得額については加入者全員分を合わせて判断します。											
介護保険料	減免条件、減免基準及び減免割合は町民税と同じです。 生計維持者等(第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者)の災害の損害の程度及び合計所得金額により判断します。 ※町が交付するり災証明書が必要となります。											

【雑損控除】

来年の町民税(所得税)申告において、日常生活の上で必要な住宅、家具、衣類、現金などの資産について損害が生じた場合、災害関連の支出をした費用が所得から雑損控除として控除される場合があります。(手続きには支出した費用の領収書やり災証明書が必要です。)

雑損控除額の計算

「損害金額－保険金などで補てんされる金額」(A)の金額を基として計算した、次の①と②のいずれが多いほうの金額

- ① Aの金額－(総所得金額の合計額×10%)
- ② Aの金額のうち災害関連支出の金額－5万円

減免の手続きは申請が必要です。

申請書は日高町役場税務課、日高総合支所、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所の各窓口に備え付けてあります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

納税相談については、日高町役場税務課納税グループ 電話：01456－2－6184

町民税・固定資産税・国民健康保険税については、日高町役場税務課課税グループ 電話 01456－2－6184

介護保険料については、保険年金課保険医療・介護・年金グループ 電話 01456－2－6561